



県章

# 滋賀県公報

令和5年(2023年)  
1月6日  
第373号  
金曜日

毎週火・金曜 2回発行

## 目次

### ○ 告 示

保安林予定森林の通知(森林保全課).....	1
救急病院等を定める省令第1条第1項に規定する救急病院(医療政策課).....	2
児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の廃止の届出(障害福祉課).....	2
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定(障害福祉課).....	2
道路区域の変更(道路保全課).....	3
道路の供用開始(道路保全課).....	3

### ○ 公 告

第47期滋賀県労働委員会委員候補者の推薦手続公告(労働雇用政策課).....	3
県営土地改良事業工事完了公告(耕地課).....	8
都市計画変更案縦覧公告(都市計画課).....	8
都市計画決定の図書の写しの縦覧公告(都市計画課).....	8

### ○ 健康福祉事務所告示

介護保険法による指定居宅サービス事業者の指定(湖東).....	8
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定(南部、湖東).....	9

### ○ 農業農村振興事務所公告

土地改良区定款変更認可公告(東近江、高島).....	9
----------------------------	---

### ○ 教育委員会告示

令和5年度滋賀県立特別支援学校幼稚部および高等部の入学者の募集定員(特別支援教育課).....	9
---	---

### ○ 教育委員会公告

令和4年度滋賀県公立図書館職員(司書)採用選考第1次および第2次考査実施公告(生涯学習課).....	10
--	----

## 告 示

### 滋賀県告示第1号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、次の森林を保安林予定森林とする旨、農林水産大臣から通知があった。

令和5年1月6日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 保安林予定森林の所在場所 大津市(国有林。次の図に示す部分に限る。)
- 2 指定の目的 水源の涵養かん
- 3 指定施業要件
  - (i) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
大津市(国有林。次の図に示す部分に限る。)
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度ならびに植栽の方法、期間および樹種 次のとおりとする。

(「次の図」および「次のとおり」は、省略し、その図面および関係書類を滋賀県琵琶湖環境部森林保全課および大津市役所に備え置いて縦覧に供する。)

#### 滋賀県告示第2号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項の規定に基づき申出のあった次の病院は、同項に規定する救急病院である。

令和5年1月6日

滋賀県知事 三日月 大造

医療機関の名称	開設者	所在地	認定期限
医療法人社団昴会湖東記念病院	医療法人社団昴会	東近江市平松町2番地1	令和8.1.7

#### 滋賀県告示第3号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者として指定した者のうち、次の者から廃止の届出があった。

令和5年1月6日

滋賀県知事 三日月 大造

事業所の名称	事業所の所在地	名称	主たる事務所の所在地	指定障害児通所支援の種類	事業所番号	廃止年月日
発達支援 ルームりんごの木	彦根市後三条町326-6プレジデンスMI・GU・RIテナントB	アップルブランチ合同会社	彦根市小泉町620-30	児童発達支援	2550200121	令和4.12.31
発達支援 ルームいろどり	守山市水保町1231-1 201号室・202号室	トライノーツ合同会社	大津市本堅田四丁目18-38-202	放課後等デイサービス	2550700195	令和4.12.31

#### 滋賀県告示第4号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項の指定自立支援医療機関として、次のものを指定した。

令和5年1月6日

滋賀県知事 三日月 大造

#### 精神通院医療機関

名称	所在地	医療の種類	医師等の氏名	指定年月日
エン訪問看護ステーション	栗東市安養寺一丁目13-37 Kビル1-A	訪問看護	-	令和5.1.1

#### 滋賀県告示第5号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項の指定自立支援医療機関として、次のものを指定した。

令和5年1月6日

滋賀県知事 三日月 大造

#### 更生医療機関および育成医療機関

自立支援医療の種類	名称	所在地	医療の種類	医師等の氏名	指定年月日
-----------	----	-----	-------	--------	-------

更生医療・ 育成医療	エン訪問看護ス テーション	栗東市安養寺一丁目13-37Kビ ル1-A	訪問看 護	—	令和5.1.1
---------------	------------------	--------------------------	----------	---	---------

滋賀県告示第6号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次の道路の区域を変更する。

この関係図面は、令和5年1月6日から令和5年1月20日まで滋賀県土木交通部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和5年1月6日

滋賀県知事 三日月 大造

道路 の 種類	路線名	道路の区域				
		区 間	変更の 前後の 別	敷地 の 幅員	延長	備 考
県道	下笠大路井線	草津市野村三丁目字川筋37番 18地先から	変更後	最小 17.6m	174.9m	市の都市計画 事業(迂回路 廃止)に伴う 道路区域の変 更
		草津市野村三丁目字野々井36 番4地先まで		最大 33.1m		
		草津市野村三丁目字川筋37番 18地先から	変更前	最小 28.8m	174.9m	
		草津市野村三丁目字野々井36 番4地先まで		最大 61.2m		

滋賀県告示第7号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

この関係図面は、令和5年1月6日から令和5年1月20日まで滋賀県土木交通部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和5年1月6日

滋賀県知事 三日月 大造

路線名	供用開始の区間	供用開始の年月日	備 考
国道421号	東近江市永源寺相谷町字下村1550番地先から 東近江市永源寺相谷町字中村570番2地先まで	令和5.1.16	L=220.5m

公 告

第47期滋賀県労働委員会委員候補者の推薦手続公告

第46期滋賀県労働委員会委員の任期が令和5年3月31日をもって満了するので、次期委員を任命するため労働組合法施行令(昭和24年政令第231号)第21条第1項の規定に基づき、使用者を代表する者(以下「使用者委員」という。)および労働者を代表する者(以下「労働者委員」という。)の候補者の推薦を次により求める。

令和5年1月6日

滋賀県知事 三日月 大造

1 推薦の資格を有するもの

- (1) 使用者委員の候補者を推薦することができるもの 滋賀県の区域内のみに組織を有し、かつ、その目的または業務において労働問題を取り扱う使用者団体
- (2) 労働者委員の候補者を推薦することができるもの 滋賀県の区域内のみに組織を有し、かつ、労働組合法(昭和24年法律第174号。以下「法」という。)第2条および第5条第2項の規定に適合する労働組合

- 2 推薦される者の資格 法第19条の4第1項に規定する者は、委員となることができないほか、委員候補者に推薦される者には、別段の制限はない。ただし、委員の任命に当たっては、国家公務員法(昭和22年法律第120号)、地方公務員法(昭和25年法律第261号)、国会法(昭和22年法律第79号)等の兼職禁止規定による制限を受ける。
- 3 推薦期間 令和5年1月13日(金)から令和5年2月10日(金)まで
- 4 推薦書類 1(1)に規定するものにあつては第47期滋賀県労働委員会使用者委員候補者推薦書(別記様式第1号)に、1(2)に規定するものにあつては第47期滋賀県労働委員会労働者委員候補者推薦書(別記様式第2号)に第47期滋賀県労働委員会委員候補者調書(別記様式第3号)を添付して各1部提出すること。  
なお、1(2)に規定するものにあつては、法第2条および第5条第2項の規定に適合する旨の滋賀県労働委員会の証明書を併せて添付すること。
- 5 推薦書提出先 滋賀県商工観光労働部労働雇用政策課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号
- 6 その他 1(2)に規定するものが法第2条および第5条第2項の規定に適合する旨の滋賀県労働委員会の証明書を求めるに当たっては、滋賀県労働委員会事務局備付けの資格審査申請書に立証資料を添付の上、滋賀県労働委員会に令和5年1月18日(水)までに提出すること。

別 記

様式第1号

第47期滋賀県労働委員会使用者委員候補者推薦書

年 月 日

(宛先)

滋賀県知事

所在地

使用者団体名

代表者氏名

労働組合法施行令(昭和24年政令第231号)第21条第1項の規定により、第47期滋賀県労働委員会の使用者委員候補者として次の者を推薦します。

ふりがな 氏 名	年 齢	所属会社、事業所名および地位 (事業所の所在地)	所属する団体	備 考
		( )		
		( )		
		( )		

注 被推薦者の連絡先を備考の欄に必ず記載してください。

様式第2号

第47期滋賀県労働委員会労働者委員候補者推薦書

年 月 日

(宛先)

滋賀県知事

所在地

労働組合名

代表者氏名

労働組合法施行令(昭和24年政令第231号)第21条第1項の規定により、第47期滋賀県労働委員会の労働者委員候補者として次の者を推薦します。

ふりがな 氏名	年齢	所属労働組合名および地位 (労働組合の主たる事務所の所在地)	加盟上部 団体の名称	備考
		( )		
		( )		
		( )		

注 被推薦者の連絡先を備考の欄に必ず記載してください。



**県営土地改良事業工事完了公告**

次の地区の県営土地改良事業の工事は、完了した。

令和5年1月6日

滋賀県知事 三日月 大 造

地区および事業の名称	工事完了年月日
県営横在戸池地区土地改良事業(農村地域防災減災事業)	令和4年10月7日

**都市計画変更案縦覧公告**

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条の規定に基づき近江八幡八日市都市計画区域区分を次のとおり変更しようとするので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定に基づき公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

令和5年1月6日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 都市計画の種類 近江八幡八日市都市計画区域区分
- 都市計画を変更する土地の区域 日野町の一部
- 都市計画の案の縦覧場所

滋賀県土木交通部都市計画課 大津市京町四丁目1番1号

滋賀県東近江土木事務所管理調整課 東近江市八日市緑町7番23号

日野町建設計画課 蒲生郡日野町河原一丁目1番地

- 縦覧期間 令和5年1月6日から令和5年1月20日まで

上記の縦覧に係る事項について意見のある者は、縦覧期間満了の日までに滋賀県知事に意見書を提出することができる。

**都市計画決定の図書の写しの縦覧公告**

彦根市が令和5年1月6日に決定した彦根長浜都市計画地区計画に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第20条第2項の規定に基づき次の場所において公衆の縦覧に供する。

令和5年1月6日

滋賀県知事 三日月 大 造

**図書の縦覧場所**

滋賀県土木交通部都市計画課 大津市京町四丁目1番1号

滋賀県湖東土木事務所管理調整課 彦根市元町4-1

**健康福祉事務所告示****滋賀県湖東健康福祉事務所告示第1号**

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の指定居宅サービス事業者として、次の者を指定した。

令和5年1月6日

滋賀県湖東健康福祉事務所長 川 上 寿 一

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および代表者の氏名または開設者の氏名	主たる事務所の所在地	サービスの種類	指定年月日	介護保険事業所番号
訪問介護ヘルパーステーション 紬	愛知郡愛荘町 愛知川1264ハイツリプルII 203号室	一般社団法人ゆいまーる 代表理事 森野剛	彦根市森堂町 3-32	訪問介護	令和5.1.1	2571700398



滋賀県南部健康福祉事務所告示第1号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者として、次の者を指定した。

令和5年1月6日

滋賀県南部健康福祉事務所長 荒木 勇 雄

事業所の名称	事業所の所在地	名称	主たる事務所の所在地	指定障害福祉サービスの種類	指定年月日	事業所番号
ヘルパーステーションオリーブ	守山市守山六丁目8番14-4号	特定非営利活動法人オリーブの実	守山市守山六丁目8番15-1号	居宅介護 重度訪問介護	令和5.1.1	2510700632

滋賀県湖東健康福祉事務所告示第2号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者として、次の者を指定した。

令和5年1月6日

滋賀県湖東健康福祉事務所長 川上 寿 一

事業所の名称	事業所の所在地	名称	主たる事務所の所在地	指定障害福祉サービスの種類	指定年月日	事業所番号
居宅介護ヘルパーステーション結	愛知郡愛荘町愛知川1264ハイツリプルII 203号室	一般社団法人ゆいまーる	彦根市森堂町3-32	居宅介護 重度訪問介護 同行援護	令和5.1.1	2511700128

農業農村振興事務所公告

土地改良区定款変更認可公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、小脇土地改良区の定款の変更は、令和4年12月21日に認可した。

令和5年1月6日

滋賀県東近江農業農村振興事務所長 鋒山 和 幸

土地改良区定款変更認可公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、今津町三谷土地改良区の定款の変更は、令和4年12月12日に認可した。

令和5年1月6日

滋賀県高島農業農村振興事務所長 森 真 里

教育委員会告示

滋賀県教育委員会告示第1号

滋賀県立学校の管理運営等に関する規則(昭和32年滋賀県教育委員会規則第8号)第3条の規定に基づき、令和5年度滋賀県立特別支援学校幼稚部および高等部の入学者の募集定員を次のとおり定める。

令和5年1月6日

滋賀県教育委員会教育長 福 永 忠 克

学 校 名	幼 稚 部	高 等 部	
		普 通 科	6 人

滋賀県立盲学校	若干名	保健医療科		9人
		専攻科 保健医療科		9人
		専攻科 理療科		
滋賀県立聾話学校	若干名	普通科		6人
		情報印刷科		3人
		産業技術科		
滋賀県立北大津養護学校		普通科	知的障害教育	27人
			肢体不自由教育	6人
滋賀県立鳥居本養護学校		普通科	病弱教育	3人
滋賀県立長浜養護学校		普通科	知的障害教育	12人
			肢体不自由教育	6人
滋賀県立草津養護学校		普通科	知的障害教育	42人
			肢体不自由教育	12人
滋賀県立野洲養護学校		普通科	知的障害教育	51人
			肢体不自由教育	6人
滋賀県立三雲養護学校		普通科	知的障害教育	30人
			肢体不自由教育	6人
滋賀県立新旭養護学校		普通科	知的障害教育	15人
			肢体不自由教育	3人
滋賀県立八日市養護学校		普通科	知的障害教育	21人
			肢体不自由教育	6人
滋賀県立甲良養護学校		普通科	知的障害教育	27人
			肢体不自由教育	6人

注1 滋賀県立長浜養護学校高等部普通科の募集定員には、令和5年度滋賀県立特別支援学校高等部分教室入学者選考要項(令和4年滋賀県教育委員会告示第7号。以下「要項」という。)に定める伊吹分教室普通科の募集定員は含まない。  
 2 滋賀県立三雲養護学校高等部普通科の募集定員には、要項に定める石部分教室普通科の募集定員は含まない。

教育委員会公告

令和4年度滋賀県公立図書館職員(司書)採用選考第1次および第2次考査実施公告

令和4年度滋賀県公立図書館職員(司書)採用選考第1次および第2次考査を次のとおり行います。

令和5年1月6日

滋賀県教育委員会教育長 福永忠克

1 試験区分および採用予定人員 司書 2人

2 受験資格

(1) 図書館法(昭和25年法律第118号)第5条に規定する司書資格を有する者(令和5年3月31日までに司書資格を取得する見込みの者を含む。)で、次のいずれかに該当する者が受験できます。

ア 昭和63年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた者

イ 平成13年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学(短期大学を除く。以下「大学」という。)を卒業した者または令和5年3月31日までに大学を卒業する見込みの者

(2) 次のいずれかに該当する者は、受験できません。

ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者

イ 滋賀県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者

3 勤務の条件

(1) 採用の時期 令和5年4月1日

(2) 勤務先 滋賀県立図書館等

## (3) 給与等

ア 給料は、4年制大学卒の者で月額202,852円(地域手当を含む。)、その他に扶養手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が、それぞれの支給要件に基づき支給されます。また、経歴その他に応じて、上記の額に一定の額が加算されます。

なお、この額は、令和4年4月1日現在のものです。

イ 昇給は、原則として毎年1回行われます。

## 4 第1次考査

(1) 日時 令和5年2月5日(日)9時(集合時間8時15分)から13時頃まで

(2) 場所 滋賀県庁新館(大津市京町四丁目1-1)

(3) 方法 大学卒業程度で、次の方法により行います。

ア 教養試験 択一式により、公務員として必要な時事、社会・人文、自然に関する一般知識および文章理解、判断・数的推理、資料解釈に関する能力についての筆記試験を行います。

イ 専門試験 択一式および記述式により、図書館司書としての識見、思考力、表現力、素養等について筆記試験を行います。

※ 使用できる時計は、計時機能だけのものに限り(携帯電話等の使用はできません。)

※ 教養試験の解答はマークシート方式ですので、これに適した筆記用具(HBの鉛筆等と消しゴム)を持参してください。

(4) 結果発表 令和5年2月中旬に合格者宛て通知します。

## 5 受験手続および受付期間

(1) 出願票を持参または郵送する場合

ア 必要書類等

(7) 出願時に必要な書類等

a 出願票 1人1通(所定の用紙)

交付場所 滋賀県立図書館総務課 〒520-2122 大津市瀬田南大萱町1740-1 電話 077-548-9691

※ 郵便等で請求できます。

郵便はがきの裏面に「令和4年度滋賀県公立図書館職員(司書)採用選考受験願書請求」と書き、住所および氏名を明記して、滋賀県立図書館総務課に請求してください。また、電話による請求も受け付けます。

※ 滋賀県のホームページ(<https://www.pref.shiga.lg.jp/kensei/jinji/saiyou/>)および滋賀県立図書館のホームページ(<https://www.shiga-pref-library.jp>)からもダウンロードできます。

b 郵便はがき 1人1枚(宛先として住所、氏名および郵便番号を記入すること。)

※ 受験番号等の通知に使用します。

(4) 第1次考査受験時に必要な書類等

a 履歴書 1人1通(所定の用紙)

※ 用紙は、出願票と同時に交付します。

b 写真 1人1枚(最近6か月以内に撮影したものを履歴書に貼ること。)

c 受験番号通知 1人1通

※ 受付期間終了後、出願時に提出された郵便はがきを用いて受験番号等を通知します。令和5年1月31日(火)までに到着しない場合は、滋賀県立図書館総務課に連絡してください。

滋賀県立図書館総務課 電話 077-548-9691

イ 提出先 滋賀県立図書館総務課 〒520-2122 大津市瀬田南大萱町1740-1

※ 持参または郵送により提出するのは、ア(7)出願時に必要な書類等です。

ア(4)第1次考査受験時に必要な書類等については、第1次考査当日に会場に持参してください。

ウ 受付期間 出願票は、令和5年1月6日(金)から令和5年1月25日(水)までの執務時間中に受け付けます。

郵送の場合は、令和5年1月23日(月)までの消印があるものに限り受け付けます。封筒の表に赤字で「出願票在中」と書き、必ず簡易書留または特定記録郵便により送付してください。

(2) インターネットにより申し込む場合

ア 申込手続 申込画面上の注意事項に従って申し込んでください。

『しがネット受付』ホームページアドレス

<https://ttzk.graffer.jp/pref-shiga/smart-apply/apply-procedure-alias/22ma31020101>

※ 出願票を滋賀県立図書館のホームページ(<https://www.shiga-pref-library.jp>)からあらかじめダウンロードして作成する必要があります。

※ 申込完了および受験番号は、メールで通知します。

※ 出願票および受験番号を通知するメールを印刷する必要があります。

イ 受付期間 令和5年1月6日(金)正午から令和5年1月23日(月)17時まで(ただし、システムの管理運営上の都合により変更する場合があります。)

ウ 第1次考査受験時に必要な書類等

(ア) 出願票 1人1通(申込時に作成した出願票の氏名欄を消去して印刷し、氏名を自署すること。)

(イ) 履歴書 1人1通(様式は、滋賀県立図書館のホームページ(<https://www.shiga-pref-library.jp>)からダウンロードすること。)

(ウ) 写真 1人1枚(最近6か月以内に撮影したものを履歴書に貼ること。)

(エ) 受験番号通知 1人1通(受験番号を通知するメールを印刷したもの)

※ 受験番号を通知するメールは、令和5年1月26日(木)以降に順次送信します(申込みの直後に自動送信される申込完了通知メールとは異なります。)

※ 令和5年1月31日(火)までに受験番号を通知するメールが届かない場合は、滋賀県立図書館総務課に連絡してください。

滋賀県立図書館総務課 電話 077-548-9691

6 第2次考査 第1次考査合格者には、第2次考査を受けていただきます。詳しくは、第1次考査合格者に対して文書でお知らせします。

(1) 日時 令和5年2月12日(日)

(2) 場所 滋賀県立図書館(大津市瀬田南大萱町1740-1)

(3) 方法 次の方法により行います。

ア 論文試験および口述試験 図書館司書としての識見、表現力等についての小論文および口述試験を行います。

イ 適性検査 公務員として必要な適性についての検査を行います(第2次考査合格者のみ判定を行います。検査結果は、8(1)の滋賀県人事委員会で実施される選考の参考とします。)

(4) 結果発表 令和5年2月中旬に合格者宛て通知します。

7 日本国籍を有しない者の任用

(1) 日本国籍を有しない者は、「公権力の行使または公の意思の形成への参画に携わる公務員のうち、職務の内容または権限と統治作用との関わり方の程度が強い公務員には日本国籍が必要であり、それ以外の公務員となるためには必ずしも日本国籍を必要としない」という基本原則を踏まえた任用が行われます。

(2) 日本国籍を有しない者は、採用時に当該職務に従事可能な在留資格がない場合には採用されません。

8 その他

(1) 第2次考査合格者については、令和5年3月上旬に滋賀県人事委員会で実施される選考を受けていただきます。選考の方法は、口述試験(主として人物についての面接試験)等ですが、詳しくは、第2次考査合格者に対して文書でお知らせします。

(2) 滋賀県人事委員会で実施される選考の合格者には、令和5年3月中旬に採用内定の通知をします。

(3) 試験会場への自家用車の乗り入れはできません。

(4) 大学卒業見込みを要件として受験した者が、所定の時期までに大学を卒業できなかったときは、採用される資格を失います。

(5) 司書資格取得見込みを要件として受験した者が、所定の時期までに司書資格を取得できなかったときは、採用される資格を失います。